

議第 2 号

高山市消防長及び消防署長の資格を定める条例について

高山市消防長及び消防署長の資格を定める条例を次のように制定するものとする。

平成 2 6 年 3 月 3 日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

消防組織法の改正に伴い消防長及び消防署長の資格を定めるため制定しようとする。

高山市消防長及び消防署長の資格を定める条例

(目的)

第1条 この条例は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第15条第2項の規定により、消防長及び消防署長の資格を定めることを目的とする。

(消防長の資格)

第2条 法第15条第2項に規定する条例で定める消防長の資格は、次のとおりとする。

- (1) 消防署長の職に1年以上あった者であること。
- (2) 市町村の長の直近下位の内部組織の長の職その他市町村におけるこれと同等以上と認められる職に2年以上あった者であること。
- (3) 前号に規定する職を補佐する職その他市町村におけるこれと同等以上と認められる職に4年以上あった者であること。

(消防署長の資格)

第3条 法第15条第2項に規定する条例で定める消防署長の資格は、消防司令以上の階級に1年（市長が定める教育訓練を消防大学校において受けた者については、1年から当該教育訓練の課程に応じ市長が定める期間を控除した期間）以上あった者であること。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。